

## 植生工の生育判定に係る特記仕様書

### 植生工の生育判定

本工事で施工する植生工とその他これらに類する工種については、愛媛県土木工事共通仕様書によるほかここに定めるものとする。

#### (一般事項)

植物の生育状況について、監督員等が生育調査（植生状況報告書を作成）を実施、生育不良の箇所が生じた場合は、監督員等と方法、時期について協議し、受注者の費用負担により同等以上の規格の物で再度施工しなければならない。

ただし、次の場合はこの限りではない。

- ・ 生育不良の原因が明らかに病虫害の異常発生又は獣害によるものと判断された場合
- ・ 異常天然現象、災害等不測の事態が発生した場合

#### (判定時期)

施工後の時期によって植物の成長速度が異なるため、春期、夏期、秋期及び冬期施行に大別して判定時期を下表のとおり設定する。

施行時期	期 間	判 定 時 期
春 期	3月～ 5月	施工後90日
夏 期	6月～ 8月	11月中旬
秋 期	9月～10月	翌6月初旬
冬 期	11月～ 2月	翌7月初旬

#### (成績判定)

植物によるのり面（斜面）の被覆状態は植被率によって判定を行う。植被率の判定は目視によって行い、判定が困難な場合は写真などによるコドラート法を用いて判断する。

播種後の成績判定は下表を目安として行うものとする。

評価	判 定 時 の 植 生 状 態	
木 本 群 落 型	可	植被率が30～50%であり、木本類が10本/m <sup>2</sup> 以上確認できる。
	可	植被率が50～70%であり、木本類が5本/m <sup>2</sup> 以上確認できる。
	判定 保留	・草種に70～80%覆われており、木本類が1本/m <sup>2</sup> 以上確認できる。この場合、翌年の春まで様子を見る。 ・所々に発芽が見られるが、のり面全体が裸地状態に見える。この場合は、1～2ヶ月様子を見る（不適期施工の場合）。
不可	・生育基盤が流亡して植物の成立の見込みがない。この場合は再施工する。 ・草本植物の植被率が90%以上で、木本植物が被圧されている。この場合、草刈後様子を見て対策を講じる。	
草 地 型	可	のり面から10m離れると、のり面全体が「緑」に見え、植被率が70～80%以上である。
	判定 保留	1m <sup>2</sup> 当たり10本程度の発芽はあるが、生育が遅い。この場合は1～2ヶ月後様子を見る。また植被率が50～70%程度である。
	不可	・生育基盤が流亡して植物の見込みがない。この場合は再施工する。 ・植被率が50%以下である。